

2024年10月15日

会員各位

一般社団法人福岡市薬剤師会
医療保険委員会
常務理事 吉野 禎治

福岡県薬剤師会から、下記文書が届きましたのでお知らせします。

- ◇ 今回の対象者：すべての保険薬局
- ◇ 新型コロナウイルス感染症の公費支援等の終了に伴う令和6年度における請求事務の取扱いについて（その2）が示されました。
- ◇ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金において、やむを得ず請求事務が所定の時期に間に合わなかった場合の対応は、令和6年度限りとなっており、令和7年1月診療分の請求時期が最後の機会となります。
- ◇ 現時点で必要な請求事務が終了していない場合には、当該請求時期までに必ず請求事務を行っていただきますようお願いいたします。

※別添資料は、福岡市薬剤師会のホームページに掲載しています。

<https://www.fpa.gr.jp/kaiin/85378/>

6福薬業発第309号
令和6年10月9日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 竹野 将行

**新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う
令和6年度における請求事務の取扱いについて（その2）**

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、日本薬剤師会より別添のとおり通知がございましたのでお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う令和6年度における請求事務の取扱いについては、令和6年6月24日付け福薬業発第126号にてお知らせしたところですが、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金において、やむを得ず請求事務が所定の時期に間に合わなかった場合の対応は、令和6年度限りとなっており、令和7年1月診療分の請求時期が最後の機会となります。

現時点で必要な請求事務が終了していない場合には、当該請求時期までに必ず請求事務を行うことが求められております。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。